

生徒指導規程

【令和5年度版】



三次市立十日市小学校

三次市立十日市小学校 生徒指導規程

(平成 23 年 5 月 13 日 施行)

(令和 4 年 4 月 1 日 改正)

第1章 総則

この規程は、三次市の小中学校で学校教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が協力して次代を担う児童生徒の健やかな成長を図るために定めるものとする。この規程は、義務教育 9 年間の見通しを持った指導について、全市的な共通認識、共通実践を図るためのものである。

三次市立十日市小学校においては、小中の義務教育 9 年間、一貫した生徒指導を行うため、十日市中学校と連携するとともに、本校の教育目標を実現させるために、生徒指導規程を定める。

本校は、この規程を児童ならびに家庭・地域に対して広く周知させ、児童の健全育成に向けて、各関係機関と連携し、学校・家庭・地域を挙げて取り組むものとする。

(目的)

第1条 この規程は、三次市立十日市小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関するこ

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、通学違反については、特別な指導をする。

①通学班での登校を原則とする。通学班の編成や通学路は、各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。

②集合・出発時刻、交通ルール（道路への飛び出し禁止、踏切の渡り方 等）、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を通って登下校を行う。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣を身につけさせるために、登下校等に関する規程を定める。

- (1)登校時刻は、8 時 15 分とし、ロッカーにランドセル等の通学用カバンを置いて着席する。
- (2)欠席の場合、8 時 15 分までに、保護者が欠席の理由を学校に電話連絡する。また、各通学班の集合時刻までに、保護者が班長の自宅へ電話連絡する。
- (3)遅刻の場合、8 時 15 分までに、保護者が遅刻の理由を学校に電話連絡する。また、各通学班の集合時刻までに、保護者が班長の自宅へ電話連絡する。遅刻して登校した場合は、職員室または事務室に報告して、教室に行く。
- (4)早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。児童は事務室または保健室で引き渡し、学校外では行わない。また、体調不良等で早退しなければならない場合には、保護者と連絡を取り、保護者に迎えに来てもらうことを原則とする。
- (5)原則、登校したら、下校時刻まで校外には出ない。特別な理由で外出する場合は職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとなる清潔かつ自然な髪形や、長さとする。
※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1)髪形

- ① 肩や目にかかる長い髪の長さとする。
- ② 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴム結ぶ。
- ③ 飾りピンやリボン等華美なものは使用しない。
- ④ 染色・脱色・着毛・整髪料など不自然な髪型等は禁止する。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物について
は、次のことを禁止するとともに指導する。

- (1)口紅（色付きリップクリームを含む）、マスクカラ等の化粧類。
- (2)眉毛のそり落とし、眉毛の加工。
- (3)マニキュア等の爪や皮膚への装飾。
- (4)ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具の着用。
- (5)携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器、ゲーム、カード、マンガ、お菓子等、学習活動に必要なものの持ち込み。

※違反があった場合、特別な指導を行う。

※化粧品、装身具、不要物等は学校で預かり、
保護者へ返却する。

(指導・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。
※違反があった場合は、特別な指導を行う。

1 制服等の指定について

(1)服装

- 【別紙1「服装についての申し合わせ事項」を参照】
- ①冬服 学校の服装の規定に準ずる。入学式・卒業式等の儀式や修学旅行等の学校行事では、必ず上着を着用する。
 - ②夏服 学校の服装の規定に準ずる
- (2)シャツ

①白シャツ（ポロシャツ可）を着用し、シャツ出しあしない。

②シャツのボタンは一番上まで留めること。ただし、夏服着用時（5～10月）には外してもよい。

③シャツの下には、必ず、衛生面、健康面を含めて下着を着用する。

④下着はえりから出さない。

(3)ズボン・スカート

①ズボン

ア 色は黒・紺とし、半ズボンもしくは長ズボンを着用する。

②スカート

ア 色は紺とし、つりスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

イ 下にはくオーバーパンツ、スパッツ等は、スカートから見えないようにする。

(4)靴下・タイツ

①色は白・紺・グレー・黒とする。

②靴下は膝上より長いもの、またはくるぶしが隠れないものは禁止する。

③絵・色柄の入っているものは禁止とする。（ワントピントは可能）

④フリル等、装飾のあるものは禁止とする。

(5)通学靴

①運動しやすい靴とする。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6)上履きシューズ

①学校の規定に準じる。

②かかとを踏まない。

(7)名札

①学校指定のものを使用する。

②危機管理の観点から、登下校時は名札を制服等のポケットに入れてもよいこととする。

③学年・組・名前を黒色のペンで記入し、シールを貼ったり、色ペンを使用したりすることは禁止する。

- (8)カーディガン・ベスト・セーター
 ①制服の裾・袖からからはみ出さないものを使用する。
 ②制服の上着の代わりに、カーディガン・ベスト、セーターを着て登下校することは禁止する。
 ③フードのついたものは禁止する。
- (9)防寒着
 ①ジャンパー等
 ア 機能的で、華美でないものを使用する。
 イ 登下校時に着用し、原則教室内では着用しない。
- ②タイツ
 ア 体育等でクオーターパンツを着用するときは禁止する。
 イ スパッツ（足首までのタイツ）を着用するときには必ず靴下を着用し、地肌が見えないようにする。
- (10)ベルト
 ア 機能的で、華美でないものを使用する。

（学校生活）

第7条 学校生活に際して、児童に次の事項を順守させるよう指導する。違反を繰り返す児童には、特別な指導を行う。

- (1)休憩時間
 ①学校の敷地外や、立ち入り禁止場所（職員駐車場・体育館周辺・調理場周辺・中庭）には行かない。また、市道では遊ばない。
 ②特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
 ③学校の施設や備品、草花や樹木等を大切にする。故意に破損させた場合には、保護者に費用弁償を求めることがある。
 ④グラウンド、体育館での遊びのルールを守る。
- (2)保健室利用
 ①体調がすぐれない場合は、速やかに担任もしくは身近にいる教職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は、養護教諭の判断により、原則として1時間まで保健室を利用する

ことができる。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡し、家庭看護または医療機関受診を行う。

②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診をすすめる。

③虐待の疑われる場合は、学校より警察等関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的、性的、ネグレクト、心理的虐待または疑われる場合。また、保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(3)その他

①放課後に忘れ物等で再登校する場合は、事務室または職員室で報告する。

第3章 校外での生活に関するこ

（校外の生活）

この章については、保護責任について記載する。

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携をとり指導する。繰り返し指導を受ける児童には、特別な指導を行う。

第8条 日常の生活については次のことを禁止するとともに指導する。

(1)児童だけでの校区外への外出

- ①児童だけで校区外へ遊びに行かない。
 ②校区外在住の児童宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。

(2)児童だけでの店舗・娯楽施設等への入店

- ①児童だけで商業施設へ行かない。

※校区内では、サングリーン・CC プラザが該当する。

(3)児童だけでの外泊や夜間徘徊

①保護者は、夜間（午後8時から翌日午前6時までの時間）児童だけで外出させないようにする。

②休日に友達の家に遊びに行く場合は、午後1時からとする。

③課業日・休日を問わず、児童は午後6時までには帰宅する。(10月～3月までは午後5時までとする)

④児童が保護者留守家庭に遊びに行くことを禁止する。

⑤保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。

(4)情報通信機器の利用

①本市は、学校への携帯電話等の持込を原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、保護者は家庭でのルールをつくり使用させる。

- ・午後9時以降は禁止する。
- ・フィルタリングを行う。
- ・夜間の保管場所を決める。

(5)酒・たばこ類等の購入

①保護者は、酒、たばこ類を児童に購入させないようにする。

(6)危険箇所への立入り

①保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、池、線路、踏切、工事現場等危険が予想される場所に児童を立入らせないようにする。

(7)交通違反

①道路交通法に違反させないようにする。

②自転車に乗車する場合は、必ずヘルメットを着用する。

(8)その他

①カード・コイン等物品の交換や、おごったり、おごられたりする行為は禁止する。

②お金や物品の貸し借りは禁止する。

③エアガン等の玩具銃遊びや道路でキックボード等に乗る遊び等、危険な遊びはしない。

④校庭や公園等で遊ぶときに出たごみは、必ず持ち帰り、ポイ捨てをしてはならない。

第4章 特別な指導に関するこ (特別な指導)

「社会で許されることは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤交通違反
- ⑥性に関するもの
- ⑦薬物等乱用
- ⑧刃物等所持

⑨その他の法令・法規に違反する行為

(2)学校の規則等に違反する行為

①暴力行為(対教師・生徒間・対人・器物損壊)
定義「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」

※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。(体当たり・腕で突く・胸ぐらを掴む等)

※器物損壊については、保護者に費用弁償を求める。

②喫煙・飲酒及び準備行為(購入・所持・行為同一場所滞在)

③いじめ

定義「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

※「暴力を伴ういじめ」の例
行く手を立ちふさぐ・靴やカバンを隠す・持ち物に落書きをする・殴るまねをする、殴ると口にすることで、威圧する・怖がらせる 等

※「暴力を伴わないいじめ」の例
悪口・冷やかし、からかい・うわさを広める・仲間外し・無視 等

④登校後の無断外出、無断早退
⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
⑥携帯電話等の持込み
⑦学習等に必要なない不要物持込み
⑧不正行為（テスト等のカンニング等）
⑨家出及び深夜徘徊
⑩金品強要
⑪無免許運転及び同乗
⑫無断アルバイト
⑬暴走族等、関係団体への加入及び参加
⑭不健全娯楽や不純異性交遊
⑮情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
⑯その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（反省指導等）

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

- (1)説諭による指導
①口頭による説諭指導（短時間での指導）
(2)学校反省指導
①別室による反省指導
(1～2時間→半日→1日→3日→5日)
②授業観察による反省指導
(1日→3日→5日)
③奉仕作業による反省指導
(1日→3日→5日)
④教育相談と反省指導を複合した指導

（スクールカウンセラー・こども応援センター等）

- ⑤保護者来校による授業観察指導
(半日→1日→3日→5日)
⑥学校と保護者による協議

（反省指導の実施）

第11条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1)反省指導には、授業実施場所以外の別室で行う「別室反省指導」と、授業に出席しながら行う「授業反省指導」がある。

①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受験する。

②反省指導期間中にある学校行事への参加は、別途協議する。

(2)別室反省指導

①通常の授業場所とは別の場所において、生徒指導規程第10条・第12条に示された指導期間、指導内容等をふまえて、計画的に実施する特別な指導である。

(3)授業反省指導

①通常の授業場所において、他の児童と同様の教育活動を行いながら、反省すべき事項をふまえて、適切な行動がとれるよう計画的に実施する特別な指導である。

（反省指導の期間）

第12条 反省指導の期間については、次の通りとする。

- (1)別室反省指導
概ね1時間から5日間とする。
(2)授業反省指導
(1日→3日→5日)
(3)ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。

（特別な指導を実施するにあたって）

第 13 条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送るためにはどうすればよいかを考え、実行するために行うものである。実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1)特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2)特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

※授業中、教室から児童を抜いて聞き取りをすることもある。

(3)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

(4)法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為等生徒指導上の諸問題を繰り返す児童については、警察等関係機関に相談し、学校と関係機関等及び保護者が連携して指導する。

(5)反省期間については、形式的にならないようになり、目的を明確にし、短期間で行う。（目安となる日数を第 12 条に明記）また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

（規程の周知）

第 14 条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA 総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問等を通じて、周知徹底を図る。

（反省指導の内容）

「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。